



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1180	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	1
1181	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	1
1182	保安林予定森林	(森林整備課).....	2
1183	道路の区域変更	(道路保全課).....	2
1184	道路の供用開始	(").....	2
1185	道路の区域変更	(").....	3
1186	道路の供用開始	(").....	3
1187	道路の区域変更	(").....	3
1188	道路の供用開始	(").....	4
1189	道路の区域変更	(").....	4
1190	道路の供用開始	(").....	5
1191	道路の区域変更	(").....	5
1192	道路の供用開始	(").....	5
1193	道路の区域変更	(").....	5
1194	道路の供用開始	(").....	6

告 示

和歌山県告示第1180号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田薬 62-24	調剤薬局花みかん ふらここ店	田辺市たきない町21-35	平成 24.10.1

和歌山県告示第1181号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 限
3051300	でいっちゃ	伊都郡かつらぎ	放課後等デイ	特定非営利活動	橋本市高野口町	平成	平成

055		町佐野847-4	サービス	法人よつ葉福祉会	大野941-5	24. 10. 1	30. 9. 30
-----	--	----------	------	----------	---------	-----------	-----------

和歌山県告示第1182号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字丸山中175の1から175の3まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字高野山字護摩壇10番5地内	旧	12. 45 } 18. 63	76. 10	
同上	新	14. 00 } 22. 75	76. 10	

和歌山県告示第1184号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成24年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字高野山字護摩壇10番5地内

供用開始の期日 平成24年10月9日

和歌山県告示第1185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市上谷字日陰165番2地先から同市上谷字日陰171番4地先まで	旧	3.30 } 18.70	165.00	
同上	新	5.50 } 18.70	161.30	

和歌山県告示第1186号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市上谷字日陰165番2地先から同市上谷字日陰171番4地先まで

供用開始の期日 平成24年10月9日

和歌山県告示第1187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字赤滝原1820番7地先から同町大字花園梁瀬字堂原1932番4地先まで	旧	4.32 } 11.11	121.30	白谷観音橋 L=12.17
同上	新	6.15 } 11.11	121.30	白谷観音橋 L=12.17

和歌山県告示第1188号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 花園美里線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字赤滝原1820番7地先から同町大字花園梁瀬字堂原1932番4地先まで

供用開始の期日 平成24年10月9日

和歌山県告示第1189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字星山字西原67番1地先から同町大字星山字加羅谷74番1地先まで	旧	5.79 } 13.32	222.81	
同上	新	7.57 } 25.04	222.81	

和歌山県告示第1190号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野口野上線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字星山字西原67番1地先から同町大字星山字加羅谷74番1地先まで

供用開始の期日 平成24年10月9日

和歌山県告示第1191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 海南吉備線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町引尾字向ノ原730番地先から同市下津町引尾字宮ノ前30番地先まで	旧	5.93 } 7.89	17.41	
同上	新	5.93 } 11.54	17.41	

和歌山県告示第1192号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南吉備線

供用開始の区間 海南市下津町引尾字向ノ原730番地先から同市下津町引尾字宮ノ前30番地先まで

供用開始の期日 平成24年10月9日

和歌山県告示第1193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

示す。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町引尾字向ノ原731番3地内	旧	4.36 ∟ 4.69	18.83	
同上	新	4.36 ∟ 6.81	18.83	

和歌山県告示第1194号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 興加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町引尾字向ノ原731番3地内

供用開始の期日 平成24年10月9日